平成２６年（フ）第１８３号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番９―410号、申立時の住所堺市南区小代526番地12
破産者　山中　友哉
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６５号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁23番１―1015号
破産者　長尾　正昭
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９５号
堺市北区南花田町533番地２　シャトレグランメールＢ103
破産者　とうえ鍼灸整骨院こと　東江　克典
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４８号
堺市堺区幸通２番14号ベストピア幸103号、前住所堺市堺区中瓦町２丁２番１号
破産者　河中　初代
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３８号
神戸市中央区山本通３丁目８番15号
破産者　張　　惠娥
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３号
兵庫県加古川市加古川町粟津326番地の１
破産者　藤原　重信
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１９号
兵庫県姫路市勝原区熊見32番地３、従前の事業所所在地兵庫県姫路市京口町103番地　京口ビル３階
破産者　ライフコンフォートこと夢塗工業こと　片岡　俊二
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９号
奈良県吉野郡吉野町大字吉野山327番地　吉野駅前町営住宅3203号
破産者　菊谷　春吉
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第３０号
福岡県久留米市三潴町玉満2268番地２　パークサイドＭタウンＤ棟、開始決定時の住所福岡県筑後市大字馬間田432番地
破産者　古賀　辰輔
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７０号
福岡県久留米市南薫町1927番地27
破産者　久保　秀樹
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４６号
福岡県久留米市上津町2228番地1642メゾンアンティム205号
破産者　谷口　峰雄
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５８号
北九州市八幡西区則松６丁目15番５号　101号
破産者　三木　一美
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４４号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目11番１―403号
破産者　濱崎　　知
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５号
鹿児島県鹿屋市串良町有里5388番地
破産者　純浦　チヅ
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
沖縄県那覇市字大道85番地
破産者　久貝　照子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５６号
北海道苫小牧市美園町４丁目22番４号　アイビーみその12号、開始決定時の住所北海道苫小牧市澄川町８丁目15番17号
破産者　山崎　和弘
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６５号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目12番１号　ジェーハイツしらかば３―102号
破産者　長谷川美津枝
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１０１号
青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地
破産者　川村　郁子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
岩手県花巻市上根子字新屋敷３番地
破産者　照井　　司
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部